

消費生活行政に関する葛飾区の今後の取組み(案)

- 1 新基本計画（25年度）実施に向けて
現行の2本の計画を一本化するとともに、相談業務を含めた消費者対策を積極的に推進する。具体的な内容は次のとおり
 - (1) 消費生活モニター事業の見直し
 - (2) 高齢者の消費者被害の未然又は拡大防止のための福祉部局、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターとの連携強化
 - (3) 早期の消費者教育の充実を図るための教育委員会との連携強化

- 2 地方消費者行政活性化基金の活用について
この基金は、東京都の場合には、当初、平成23年度で終了予定であったが、未執行分が想定よりも多かったことから1年間延長となった。そこで、24年度は、次の事業に活用していくことを考えている。
 - (1) 消費生活展40周年記念事業(新規)
 - (2) 弁護士アドバイザー事業(継続)
 - (3) 消費生活特別相談事業(継続)
 - (4) 相談員研修参加支援事業(継続)